

記入例

農地等の利用状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 富山市農業委員会 会長

住所 富山市新桜町7番38号

氏名 株式会社 富山市役所
代表取締役 富山 市郎

電話番号 076-431-6111
(電話番号の公表の可否 可・否)

不要な文字は抹消
(二重線)

- ・農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた
- ・旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた
- ・旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた

農地又は採草放牧地（以下「農地等」という）について、農地法第6条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

不要な文字は抹消
(二重線)

- 1 {
- ・農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者
 - ・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者
 - ・旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者
 - ・旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者
- の氏名等

氏名	住所
株式会社 富山市役所	富山市新桜町7番38号

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	作物の種類別 作付面積 (又は栽培面積) (㎡)	生産数量 (kg)	反収 (kg/10a)	備考
	登記簿	現況					
新桜町123	田	田	1,000	水稻1,000	500	500	
新桜町456	畑	畑	500	大豆 500	250	500	

不要な文字は抹消
(二重線)

*別紙でも可

- 3
- ・農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた
 - ・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた
 - ・旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた
 - ・旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた

農地等の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

(例)
周辺の地域の営農や農地への支障はない。

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

(例)
地域における営農や農業用施設の取り決めを遵守するとともに、農道、用排水路などの共同利用施設の維持保全活動へ積極的に参加している。

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数
富山 役郎	常務	250日

*別紙でも可

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- 3 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 4 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 5 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 6 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。